

(略)

|         |   |   |     |
|---------|---|---|-----|
| 東京都監査委員 | 清 | 水 | やすこ |
| 同       | 神 | 林 | 茂   |
| 同       | 友 | 渕 | 宗 治 |
| 同       | 岩 | 田 | 喜美枝 |
| 同       | 松 | 本 | 正一郎 |

平成 31 年 2 月 14 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、訪問介護及び居宅介護支援を営む株式会社の事業所が、訪問介護の実施に当たり訪問介護計画書及びサービス提供記録を一切作成することなく訪問介護費を請求したこと、及び居宅介護支援に係る事業所の管理者を勤務予定も勤務実態もないにもかかわらず偽って指定申請したことは不当であり、当該事業所は指定取消対象であるとして、両事業に係る保険事業費及び生活扶助費の都負担分の足立区（以下「区」という。）から都への返還と、当該事業所が廃止又は指定の取消しを受けていない場合は、区による当該事業所のサービス費支給停止の仮処分を求めているものと解される。

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

ところで、介護保険の保険者は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 3 条第 1 項において市町村及び特別区と定められている。それに則せば、保険給付を行うことの可否の判断等については、市町村及び特別区が行うものであり、都は、市町村及び特別区

に対し、介護保険法第123条の規定による財政措置として、介護給付等に要する費用の一定割合に相当する額を負担することとされているに過ぎない。

請求人は、本件請求において、介護保険の原資として都費が充てられていることを前提にその返還等を求めているが、その核心は、区が保険給付を行っていることの不当を問うものであると認めるのが相当である。

介護保険における保険給付をはじめとする事務は、保険者である区が定める財務会計規程その他関連法令等により、区において適正かつ適切に行われるべきものであるから、仮に都の公金が支出されるとしても、区の保険給付が区の財務会計上の行為である以上、都の住民監査請求の対象にはなじまない。

このことについては、県が財団法人に支出したことが違法な公金の支出に当たるのかが争われた平成24年9月24日新潟地方裁判所の判決で、財団法人の運用財産の原資が県費であるからといって、財団法人の運用財産自体が公金になるものではなく、そのことを理由に県と財団法人の法人格を同一視することはできないから、財団法人が行った補助金申請者に対する支出は、財団法人の支出を対象とするものであると解することができ、県の財務会計上の行為を対象とするものとは認められない旨判示している。

また、請求人は、生活扶助費の返還も求めているが、特別区における生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関は特別区長であり、特別区が支弁した保護費は、生活保護法第75条第1項第1号の規定により、その4分の3を国が負担することとされている。したがって、生活扶助費の支給が区の財務会計上の行為である以上、これも都に対する住民監査請求の対象になじまない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。